

〔注〕平成19年12月から改正経過を注記した。

改正 昭和43年3月本部訓令第5号 昭和44年3月本部訓令第10号 昭和49年3月本部訓令第6号 昭和50年2月本部訓令第6号 昭和51年8月本部訓令第15号 昭和58年3月本部訓令第4号 平成3年10月本部訓令第26号 平成9年4月本部訓令第21号 平成13年3月本部訓令第9号 平成20年2月本部訓令第3号 平成25年8月本部訓令第10号	昭和43年3月本部訓令第8号 昭和46年3月本部訓令第8号 昭和49年4月本部訓令第14号 昭和50年8月本部訓令第24号 昭和53年12月本部訓令第23号 昭和61年2月本部訓令第4号 平成4年5月本部訓令第20号 平成10年3月本部訓令第7号 平成19年12月本部訓令第33号 平成25年3月本部訓令第4号 平成30年3月本部訓令第4号 警察本部 警察学校 各警察署
--	--

広島県警察交通機動巡ら隊規程を次のように定める。

広島県警察交通機動隊規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 機動警ら勤務（第8条—第12条）
- 第3章 分駐隊における願届等の処理（第13条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、交通部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（交通機動隊の任務）

第2条 交通機動隊は、県下全域について交通取締用自動車による機動警ら（以下「機動警ら」という。）その他の方法により道路交通関係法令違反の取締りを行うことを主たる任務とするほか、応援要請があつたときその他必要があるときは、特別の任務につくものとする。

（交通機動隊の編成）

第3条 交通機動隊の編成は、交通部交通機動隊長（以下「交通機動隊長」という。）が警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て定める。

（交通機動隊の分駐）

第4条 交通機動隊の任務を遂行するため、必要な地に交通機動隊の隊員（以下「隊員」という。）を分駐させるものとする。

2 隊員を分駐させる分駐隊の位置及び分駐隊を活動の拠点とする隊員（以下「分駐隊の隊員」という。）の機動警らの担当区域は、次のとおりとする。ただし、交通機動隊長は、交通機動隊の任務遂行上必要があるときは、分駐隊の隊員をその担当区域外において活動させることができる。

分駐隊	位置	担当区域
大竹分駐隊	大竹市黒川一丁目12番49号	広島西、廿日市、大竹各警察署管内
東広島分駐隊	東広島市西条町吉行716番地1	東広島、呉、広、竹原各警察署管

		内
東部分駐隊	福山市大門町一丁目44番1号	福山東、福山西、福山北、尾道、三原、府中各警察署管内

一部改正〔平成20年本部訓令3号・25年4号・10号・30年4号〕

(応援)

第5条 警察本部の課長、室長、隊長（交通機動隊長を除く。）及び校長並びに警察署長（以下「署長等」という。）は、隊員の応援出動を必要とするときは、あらかじめその理由、期間、人員、台数その他必要な事項を文書で交通機動隊長を経て本部長に上申するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話で上申し、又は直接隊員に出動を求め、上申書の提出は事後に行うことができる。

2 前項ただし書の規定による出動を求められた隊員は、ただちにこれに応じるものとする。

3 前2項の規定により、応援出動した隊員は原則として応援先の署長等の指揮を受けて勤務するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により応援出動した隊員は、速やかに活動結果を隊長へ報告するものとする。

(交通機動隊長の責務)

第6条 交通機動隊長は、県下における全般的な交通事情を勘案し、交通機動隊に配置された交通取締用自動車の運用を有効かつ適切に行わなければならない。

2 交通機動隊長は、交通取締用自動車の運用、整備及び保管並びに交通機動隊（分駐隊を含む。）の庁舎の保全について、その責に任ずるものとする。

(相互協力)

第7条 交通機動隊長及び警察署長は、交通指導取締りを行うに当たり、相互に協力しなければならない。

第2章 機動警ら勤務

(勤務計画)

第8条 交通機動隊長は、機動警らを実施するため、あらかじめ月間の勤務計画を立て、隊員に指示するとともに、必要があるときは、関係警察署長に通報するものとする。

(勤務制等)

第9条 隊員の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令（昭和43年広島県警察本部訓令第5号）の定めるところによるものとする。

第10条 削除

(事犯及び事故の処理)

第11条 隊員は、勤務中に取り扱った事犯については、次の各号の定めるところにより処理しなければならない。

(1) 道路交通関係法令違反を検挙したときは、速やかに関係書類を作成して交通機動隊長に報告すること。

(2) 身柄のある場合及び前号に定める犯罪以外の犯罪を取り扱った場合は、速やかに犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第42条の被疑者引渡書又は犯罪捜査規範第78条第2項の事件引継書により当該事犯に係る場所を管轄する警察署に引き継ぐこと。

第12条 隊員は、勤務中に交通事故を認知したときは、ただちに被害者の救護その他応急の措置を講じ、当該事故の場所を管轄する警察署に引き継がなければならない。

2 隊員は、前項の引継をした後においても、他に緊急な用務がある場合を除き、現場の状況に応じて必要な交通整理その他交通事故の処理について、当該警察署の警察官に協力しなければならない。

第3章 分駐隊における願届等の処理

(分駐隊の隊員の心構え)

第13条 分駐隊の隊員は、次条及び第16条に規定する願届の受理、事件事故の処理、地理案内等について積極的な奉仕を行い、公衆の信頼と協力を得るように努めなければならない。

(専決)

第14条 分駐隊の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、分駐隊の隊員のうち、警部補以上の階級にあるものに対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第56条及び第57条第3項の

規定による制限外許可で、当該警察署の管轄区域内を出発地とし、かつ、当該分駐隊に提出された申請書に係るものの一部又は全部を専決させるものとする。この場合において、当該隊員は当該警察署兼務を命ぜられたものとみなす。

2 前項の規定に基づいて専決することができる者（以下「専決権者」という。）は、事案が重要若しくは処理上疑義があると認めるとき又は不許可処分をしようとするときは、あらかじめ、権限を有する署長の指揮を受けなければならない。

3 前2項の規定により専決した事項は、速やかに、その結果を署長に報告しなければならない。

（代理決裁）

第15条 前条第1項の規定による専決権者が不在で急を要するときは、当該分駐隊の他の隊員が先任順により、その事務を代理決裁することができる。この場合において、当該隊員は当該警察署兼務を命ぜられたものとみなす。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による代理決裁について準用する。

（拾得届及び遺失届の取扱い）

第16条 分駐隊の隊員は、当該分駐隊において、遺失物法（平成18年法律第73号）による拾得届又は遺失届を受けたときは、遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年広島県警察本部訓令第32号）により適正に処理しなければならない。

一部改正〔平成19年本部訓令第33号〕

第4章 雑則

（委任規定）

第17条 この訓令に定めるものを除くほか、隊員の勤務、教養、訓練その他交通機動隊の運用について必要な事項は、交通機動隊長が本部長の承認を得て定める。

附 則

1 この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

2 警察交通機動巡ら隊分駐所勤務員の警察署所掌事務の処理に関する訓令（昭和41年広島県警察本部訓令第8号）は、廃止する。

附 則（昭和43年3月1日本部訓令第5号抄）

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第8号抄）

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月27日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月26日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和49年3月18日から施行する。

附 則（昭和49年4月20日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和49年4月20日から施行する。

附 則（昭和50年2月25日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年8月29日本部訓令第24号）

1 この訓令は、昭和50年9月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に警務課航空係担当の課長補佐の職にある者は、別に辞令を発せられることなく、この訓令の施行の日において、広島県警察航空隊の隊長の職に命ぜられたものとする。

附 則（昭和51年8月27日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月26日本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月27日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和61年3月3日から施行する。

附 則（平成3年10月31日本部訓令第26号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年5月8日本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日本部訓令第33号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月20日本部訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月5日本部訓令第10号）

この訓令は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成30年3月8日本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。